

個人情報保護条例の改正に関する提言項目及び改正時期

項 目	内 容	改正(施行)時期
第 1 実施機関（公安委員会及び警察本部長を加えること）		
（ 1 ）個人情報の取扱原則		
個人情報取扱事務の登録及び閲覧	警察業務の特殊性や全国的斉性の確保に配慮し、一定の例外規定を整備すること	17.7.19 公布 (18.4.1 施行)
収集の制限		
利用及び提供の制限		
オンライン結合による提供の制限		
（ 2 ）公共の安全等に関する非開示情報	行政機関法及び情報公開条例の規定に合わせたものとする	
（ 3 ）適用除外規定 （第 4 他の制度との調整等）	法律の規定により適用を除外されている個人情報については、開示・訂正等の適用除外とすること	
第 2 個人情報の取扱原則		
1 安全性の確保	実施機関が行う安全性確保の措置を努力義務規定から義務規定に強化すること	
2 委託に伴う措置等	受託者等の安全性確保の措置を努力義務規定から義務規定に強化すること	
第 3 個人情報の開示等		
1 遺族の開示請求等	国の動向も踏まえ、今後の検討課題として調査、研究を行うこと	
2 非開示情報	・非開示基準の明確化、類似事項の整理・統合等を行うこと ・裁量的開示の規定を設けること	
3 事案の移送	開示請求等に係る事案の移送規定を設けること	
4 訂正請求期間	訂正請求権を行使できる期間を規定すること	
5 利用停止請求権	利用停止請求権を創設し、現行の削除請求権及び是正の申出制度は廃止すること	
第 4 他の制度との調整等	法律の規定により行政機関法の開示・訂正等の規定の適用除外とされた個人情報については、条例においても、適用除外とする規定を設けること	16.12.24 公布 (17.4.1 施行)
第 5 罰則	職員、職員であった者及び受託業務従事者、従事していた者等に対する罰則規定を設けること	
第 6 審議会の統合	個人情報保護審議会と公文書公開審査会とを統合すること	
第 7 その他（情報公開条例の改正）		
1 非公開情報の見直し		
2 裁量的公開規定の新設		
3 審議会の統合に伴う規定の整備		

